

②5歳児支援事業について

母子保健法に基づき、出産後から就学前までの切れ目ない健康診査の実施体制の整備のため、新たに国が令和10年度(2028年度)までに100%の実施率を目指し、予算補助体制を示す。

5歳児健診：●対象は全員

- 医師の判断した判定基準に基づくピックアップ健診(集団)も可
- 発達の状況などの評価と早期支援、育児上問題となる事項等、必要時専門相談等を含む内容で健診を実施すること。

庁内検討会・作業部会等の場で
こども家庭センター・保育課・教育委員会とも連携

令和7年度～ 藤沢市母子保健推進協議会 乳幼児健康診査検討部会開始

実施の方向性決定

令和8年度 令和9年度の予算化、体制整備、研修会、周知等検討
令和9年度 年度中の実施を目途に準備

